

2024年4月 薬価改定に伴うご案内

概況をお知らせいたします。

① 基礎的医薬品

製品名	概況	変更調剤	その他
ポビドンヨードガーグル液 7%「イワキ」	基礎的医薬品を維持	可	・2022年より基礎的
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%「イワキ」	基礎的医薬品を維持	可	・2020年より基礎的 ・同規格内薬価差有
デルモゾールG軟膏	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的
デルモゾールGクリーム	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的
デルモゾールGローション	基礎的医薬品を維持	可	・2018年より基礎的
白色ワセリン(小堺)	基礎的医薬品外れから基礎的医薬品に改定	不可	・2016年より基礎的 ・2023年基礎的医薬品対象品目リストから除外
サレックス軟膏 0.05%	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
サレックスクリーム 0.05%	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「MYK」	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステルクリーム 0.05%「MYK」	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
消毒用イソプロパノール液 50%「ヤクハン」	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
イワコールエタノール消毒液 0.5%	新たに基礎的医薬品として改定	可	・2024年より基礎的
希ヨードチンキ「コザカイ・M」	新たに基礎的医薬品として改定	不可	・2024年より基礎的
ヨードチンキ「コザカイ・M」	新たに基礎的医薬品として改定	不可	・2024年より基礎的

薬価改定において、低薬価品の特例として基礎的医薬品という取り扱いがあります。

基礎的医薬品とは

「医療上必要性が高い医薬品については継続的な安定供給を確保する必要があるが、長期に薬価収載されている一部の医薬品では、製造原価の上昇、市場取引価格の低下等により、継続的な安定供給が困難な状況に陥るものが出てきている。このため、次の全ての要件を満たす医薬品については、薬価制度上、「基礎的医薬品」として取り扱い、最も販売額が大きい銘柄に価格を集約するなどして、安定供給の確保を図っている(平成28年度以降)。」

参考資料: <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001027748.pdf>



診療報酬上の後発医薬品として変更調剤が行われていた成分・規格は、基礎的医薬品になった後も変更調剤は可能です。(基礎的医薬品外れも可能です。)ただし、診療報酬上の後発医薬品としての加算の対象とはなりません。

参考資料: <https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html>



同じ規格の基礎的医薬品内で薬価差がある薬剤は、変更調剤にあたって患者説明が必要になる場合があります。

② 薬価基準収載医薬品コードの変更品

製品名	旧コード	新コード	その他
ジフルプレドナート軟膏 0.05%「イワキ」	2646725M1015	2646725M1236	・統一名収載から銘柄名収載への変更による
ジフルプレドナートクリーム 0.05%「イワキ」	2646725N1010	2646725N1169	
デルモゾール DP 軟膏 0.064%	2646703M1019	2646703M1132	
サレックス軟膏 0.05%	2646730M1016	2646730M1032	
サレックスクリーム 0.05%	2646730N1011	2646730N1038	
モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏0.1%「イワキ」	2646731M1010	2646731M1061	
モメタゾンフランカルボン酸エステルクリーム0.1%「イワキ」	2646731N1016	2646731N1067	
モメタゾンフランカルボン酸エステルローション0.1%「イワキ」	2646731Q1012	2646731Q1063	
バタメタゾン吉草酸エステルローション 0.12%「イワキ」	2646701Q1011	2646701Q1054	
スピラゾン軟膏 0.3%	2646720M1012	2646720M1071	
スピラゾンクリーム 0.3%	2646720N1018	2646720N1085	
スピラゾンローション 0.3%	2646720Q1014	2646720Q1057	
クロバタゾン酪酸エステルクリーム 0.05%「イワキ」	2646722N1017	2646722N1041	
クロバタゾン酪酸エステルローション 0.05%「イワキ」	2646722Q1013	2646722Q1064	
アルクロメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 0.1%「イワキ」	2646727M1014	2646727M1065	
ベンダザック軟膏 3%「イワキ」	2649726M1011	2649726M1070	
ビホナゾールクリーム 1%「イワキ」	2655708N1016	2655708N1318	
レボフロキサシン錠 250mg「イワキ」	6241013F2012	6241013F2136	
レボフロキサシン錠 500mg「イワキ」	6241013F3019	6241013F3132	
クロバタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05 %「MYK」	2646713M1012	2646713M1209	
バタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「MYK」	2646730M1016	2646730M1075	
バタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステルクリーム 0.05%「MYK」	2646730N1011	2646730N1062	

薬価改定の際に薬価収載方式が変わることがあります。これは、収載方式が変更されるためです。

なお、今回レセプトコードやほかの流通コードの変更はありません。

- 統一名収載品とは、薬価収載の形式の一つで、成分、剤形、規格および薬価によって統一名称で収載する方式です。この場合、製品名ごとの個別の収載ではなく一般名のブランドなしの製品として収載され、官報などの当局の告示においてはそれぞれの販売名の表示は行われません。一般に、同じ成分の中で薬価が著しく低い医薬品において統一名収載の方法が取られ、それ以外の医薬品は銘柄名別収載の方法が取られます。(統一名収載品目は、保険薬辞典等でご確認いただけます。)
- 銘柄名別収載品とは、一般的な薬価の収載形式です。当局の告示において販売名で表示されます。

以上